

変更契約の締結及び専決処分の手続きについて
((仮称) 青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業)

令和5年1月20日 文教経済常任委員協議会
配付資料 経済部地域スポーツ課

1 事業名 (仮称) 青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業
(令和3年第1回定例会議決)

<本契約締結日> 令和3年3月22日

<事業期間> 本契約締結日から令和21年3月31日まで

<相手方> 青森ひと創りサポート株式会社 代表取締役 須藤 茂

2 変更内容

① 近年の建設工事に係る労務費や鋼材などの原材料費、原油価格等の高騰を受け、事業契約書(第67条及び別紙6第4項)の規定に基づき、相手方から施設整備費(サービス対価A)のうち建設業務に要する費用について、変更の請求があったため、協議の結果、事業契約締結時(令和3年3月)から設計終了時(令和4年3月)までの物価変動による影響分について、増額変更を行おうとするもの。
(増額: 367,620,000円(税込))

② 昨年4月から着手した建設工事中において、建物の杭や基礎工事中に、地中からコンクリート殻などが確認されており、支障となる地中埋設物は撤去などを行いながら、整備を進めてきたところである。
事業契約書(第15条)において、事業用地内で発生した地中埋設物など、募集要項等から合理的に予見することができないものに起因して生じた費用については、市が負担すると定めていることから、今般発生した地中埋設物の撤去などに要した費用について、増額変更を行おうとするもの。
(増額: 21,643,600円(税込))

3 契約金額

当初	10,774,063,520円(税込)
変更後	11,163,327,120円(税込)
増額分	<u>389,263,600円(税込)</u> (当初比3.61%の増額)

4 変更契約予定 令和5年2月中を予定

○参考法令

●地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項の指定について(抄)

平成17年4月14日指定

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第180条第1項の規定により次に掲げる事項は、市長においてこれを専決処分にするものとする。

一 青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例(平成17年青森市条例第85号。以下「条例」という。)に基づく契約並びに財産の取得及び処分が議会の議決を経た後に当該契約並びに財産の取得及び処分に係る金額に変更を要する場合に、変更により増減する金額が変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないもの。
二～八(略)

○事業契約書 抜粋

●第15条(事業用地)

市は、現状有姿にて本業務において使用する範囲の事業用地を、建設工事期間の開始日に先立ち事業者へ引き渡す義務を負うほか、事業用地に関する一切の契約不適合に係る責任を負担しない。但し、地中埋設物、土壌汚染等の契約不適合で募集要項等から合理的に予見することができないものに起因して事業者へ直接生じた合理的な増加費用は市が負担する。

●第67条(サービス対価の改定等)

市は、サービス対価について、別紙6第4項に定めるところにより賃金又は物価変動に基づく金額の改定を行う。

別紙6第4項(サービス対価の改定について)抜粋

(1) サービス対価の改定に関する基本的な考え方

サービス対価について、物価変動を踏まえて、一定の改定を行う。

(2) 物価変動に基づく改定

a. サービス対価Aの改定

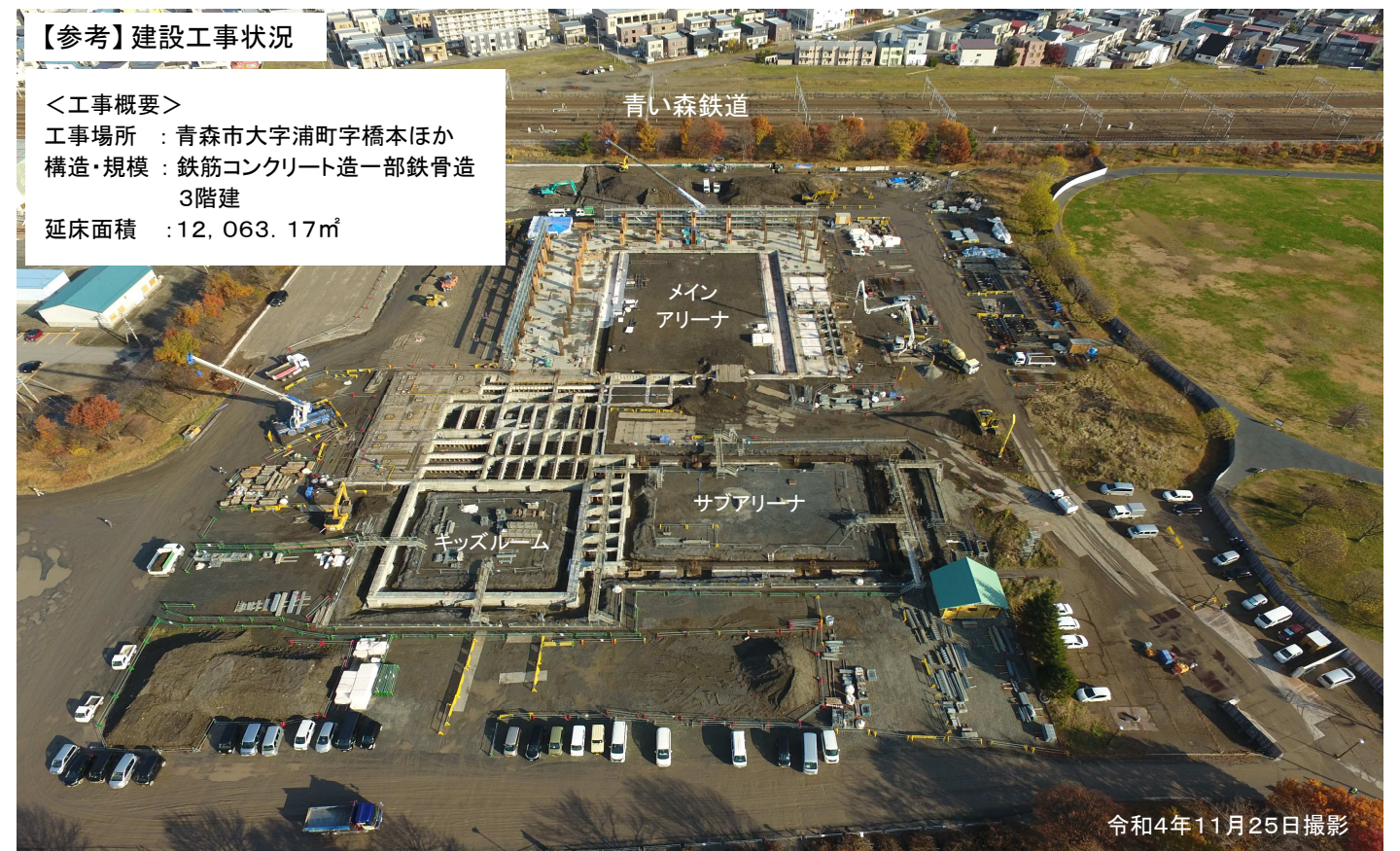
・市及び事業者は、契約締結日から1年を経過した後に、賃金水準又は物価水準の変動によりサービス対価が不適当となったと認めるときに、相手方に対してサービス対価の変更を請求することができる。

・上記請求があったときは、変動前残工事代金額の1.5%を超える額につき、サービス対価の変更に応じなければならない。

【参考】建設工事状況

<工事概要>

工事場所 : 青森市大字浦町字橋本ほか
構造・規模 : 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
3階建
延床面積 : 12,063.17㎡



令和4年11月25日撮影